

有害鳥獣捕獲等業務委託仕様書

1 事業一般

1-1 実施目的

ニホンジカやイノシシ等による農林業被害の軽減及び人身被害の防止並びにニホンジカやイノシシの個体数の適正な維持を推進することにより、農林業の健全な発展及び人とシカ等の永続的な共存を図ることを目的とする。

1-2 受託者及び委託者の責務

受託者は、契約の履行に当たって事業の実施目的を十分に理解したうえで、所定の成果を満たすための技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、事業の実施に必要な条件等について相互に確認し、円滑な事業の履行に努めなければならない。

1-3 対象となる鳥獣

- (1) ニホンジカ
- (2) イノシシ
- (3) カラス
- (4) ヒヨドリ
- (5) カワウ
- (6) その他委託者が指示する鳥獣

1-4 実施区域

箕面市全域

【重点区域】

- (1) 止々呂美・箕面森町
- (2) 新稲
- (3) 白島・外院
- (4) 栗生間谷奥地区・クリーンセンター裏山周辺

※別図のとおり

1-5 実施体制

1-5-1 監督職員

委託者は、監督職員を定める。監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

1-5-2 管理責任者

受託者は、管理責任者を定め、委託者に通知する者とする。

管理責任者は、契約図書等に基づき、業務の管理を行わなければならない。

1-5-3 従事者

受託者は、業務の実施に当たって従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。なお、従事者は、業務の遂行に必要な適切な人数とする。

従事者は、設計図書等に基づき、適正に業務を遂行しなければならない。

1-6 打合せ等

受託者は、業務の進行状況について定期的に打合せするほか、監督職員の求めに応じて打合せするものとする。

管理責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

1-7 提出書類

受託者は、委託者が指定した様式により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。

1-8 業務計画書

受託者は次の事項を記載した業務計画書を作成し委託者に提出しなければならない。

- (1) 実施方針
- (2) 工程表（年間業務の実施場所、実施日数、配置人数等）
- (3) 業務体制（各業務の配置人員等）
- (4) 安全管理規定
- (5) 緊急時の対応

受託者は、業務計画書の内容を変更する時は、監督職員に変更事業計画書を提出しなければならない。

受託者は、毎月 20 日までに翌月の工程表を監督職員に提出しなければならない。

1-9 地元関係者との調整

- (1) 委託者は、業務の実施に関して地元関係者への説明、交渉等を行うものとするが、受託者はこれに協力するものとする。
- (2) 受託者は、業務実施のため、公有地または私有地に立ち入る場合は、監督職

員及び地元関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。

監督職員及び受託者は、土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

- (3) 受託者は、業務実施にあたっては、地元関係者等からの質問、疑義に関する説明を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとする。地元関係者等へは誠意を持って対応しなければならない。
- (4) 受託者は、周辺住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めるとともに、公衆の迷惑となるような行為をしてはならない。

1-10 関係機関等との連携

- (1) 移動距離が大きいクマへの対応や、複数市町にまたがる広域的な捕獲の実施については、監督職員の指示により、捕獲区域が隣接する自治体が指定する捕獲団体と情報を共有するなど、連携を図ること。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者等の関係機関と緊密な連絡を取り事業実施中の安全を確保しなければならない。

1-11 関係法令及び条例の遵守

受託者は、事業の実施に当たり、以下に代表される関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
- (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)

1-12 検査等

- (1) 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうか、業務日誌及び記録写真等を確認し、必要に応じ事業実施現場に立入り又は立会いし、その他必要な資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には事業の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

1-13 守秘義務

- (1) 受託者は、事業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、当該事業に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た

情報を当該事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

1-14 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1-15 安全等の確保

- (1) 受託者は、事業の実施に際しては、事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたり事故等が発生しないよう従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 事業実施中、公衆の迷惑となるような行為をしてはならない。
- (5) 受託者は、事業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡し事故報告書を作成するなど監督職員の指示に従わなければならない。

1-16 損害賠償保険等加入の義務

- (1) 管理責任者及び従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険に加入すること。

なお、銃による捕獲の場合の他損限度額は、1億円以上、わなによる捕獲の場合の他損限度額は、3千万円以上とする。

- (2) 事業管理責任者及び従事者は、銃による捕獲に伴う自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約に加入しなければならない。

1-17 許可の申請等

- (1) 受託者は、事業計画書に基づく事業の実施方法について、監督職員と協議し、鳥獣の捕獲等に係る許可申請及び通行許可証等その他法令による許可申請に必要な書類を作成すること。
- (2) 受託者は、次の書類を監督職員に提出すること。

- ・事業実施に必要な狩猟免許の写し
- ・損害賠償保険契約書の写し

1-18 業務報告

受託者は、業務実施の都度次の書類を提出し、検査を受けなければならない。

(1) 銃による捕獲を実施した時

- ・害獣駆除報告書
- ・写真
- ・尾

(2) わなによる捕獲を実施した時

- ・有害鳥獣捕獲報告書
- ・写真
- ・尾

(3) 緊急対応を実施した時

- ・緊急対応報告書
- ・有害鳥獣捕獲報告書（捕獲した時のみ）
- ・写真
- ・尾

※捕獲時に尾が欠落している場合は両耳等で可。（欠落を証明する写真が必要）

1-19 捕獲個体の記録写真

受託者は、以下の項目を踏まえ、記録写真を撮影すること。

- (1) 捕獲者名、捕獲日、捕獲場所を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
- (2) 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレー等で通し番号の識別が可能となるようマーキングして撮影すること。

1-20 当日の作業の中止等

天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の作業を中止することができるものとする。

1-21 事業実行中の環境への配慮

- (1) 受託者は、事業の実施にあたっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮すること。
- (2) 受託者は、騒音、振動、水質汚濁等に配慮し、周辺地域の環境保全に努めな

ければならない。

- (3) 受託者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

1-22 消耗品

事業の実施に必要な次の消耗品は、委託者が準備する。

- ・ビニールシート
- ・ラッカースプレー
- ・ダニよけスプレー
- ・ビニール袋 等

2 わなによる捕獲

2-1 わなの設置・移設・撤去（くくりわな・箱わな）

- (1) わなの設置・移設は、受託者の責任において実施すること。
- (2) わなの設置場所は、鳥獣の生態等（鳥獣が日常的に利用している場所等）及び他の鳥獣の錯誤捕獲の防止を十分精査すること。
- (3) 民有地に接する場所に設置する際は、土地所有者に設置期間及び利用方法について理解が得られた場合に設置すること。
- (4) わなは捕獲対象鳥獣から見えないように周囲の状況に同化させること。
- (5) 捕獲対象鳥獣の行動が障害物等で制限される場所にわなを設置すること。
- (6) 可能な限りわなへの接近方向を一方向にすること。
- (7) 捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。
- (8) 標識（設置者、捕獲目的鳥獣、設置期間、捕獲許可番号、設置箇所、管理者連絡先を記載）を設置すること。
- (9) 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。

2-2 見回り・誘引

- (1) わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、わなとその周辺の状況を確認するために、毎日またはできる限り頻繁に見回りを行うこと。
- (2) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
- (3) 餌の種類、誘引時期は、地域ごとに異なる条件を踏まえて、効果的な方法を検討すること。

(4) 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行うこと。

2-3 止めさし

- (1) 止めさしは、物理的方法により、できる限り鳥獣に苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行うこと。
- (2) 止めさしを行う場合は、周辺環境、市街地や地域住民等への配慮、社会的影響への配慮、従事者の熟練度等により、手法を適切に選択しなければならない。
- (3) 止めさし及び個体処理は必要に応じて複数人で行うこと。

2-4 個体処理

- (1) 個体は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。
- (2) 個体の処理作業は、感染症やダニ等の危険性に留意し、作業に適した服装で行うこと。
- (3) 個体の回収は、捕獲後速やかに実施すること。
- (4) 捕獲個体は、基本的に監督職員に連絡をした上で、市が指定する場所にブルーシートに包んだ状態で置いておくこと。なお、捕獲現場から搬出が困難な場合は、鉛中毒の防止等、生態系や環境への影響を考慮し、十分な深さを確保した上で埋設を行うこと。

2-5 配置人員及び年間延べ出務者数（予定）

- ・わなによる捕獲に従事する者を最低4名配置すること。（銃による捕獲従事者との兼務可。）
- ・年間延べ出務者数（予定）は80人（出務回数 80回）

2-6 捕獲目標頭数

- ・ニホンジカ 60頭
- ・イノシシ 20頭

3 銃による捕獲

3-1 捕獲

- (1) 銃猟を行う場所は、安全性（射撃方向の確認、バックストップの確保等）、撃ちやすさ、獣道、鳥獣の警戒心等に配慮し選定しなければならない。

- (2) 警察機関等による指導を十分に踏まえ、銃の取り扱い等の安全対策には十分に配慮しなければならない。
- (3) 捕獲作業は、出没頻度が高く捕獲に適した時間帯を考慮して行わなければならない。
- (4) 捕獲作業は、視界が確保できる状況で行うこと。
- (5) 捕獲作業は、常に安全に作業が行える状態を保つよう、銃の日常管理を適切に行うとともに、第三者や従事者の安全確保及び事故防止に努めること。
- (6) 捕獲作業の実施にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。
- (7) 捕獲作業終了後、速やかに捕獲頭数等を監督職員に報告すること。

3-2 実施体制

- (1) 捕獲作業は、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるようミーティング等で十分確認した上で実施すること。
- (2) 現場の状況により、特別な安全措置が必要な場合は、監督職員と協議の上、必要な措置をとること。
- (3) 捕獲作業は、10名以上の体制を基本として行うこと。
- (4) 捕獲作業には、管理責任者が作業に加わる、若しくは立合うこと。

3-3 個体処理

「2 わなによる捕獲 2-4 個体処理」と同じ

3-4 配置人員及び年間延べ出務者数（予定）

- ・銃による捕獲に従事する者を最低10名配置すること。（わなによる捕獲従事者との兼務可。）
- ・年間延べ出務者数（予定）は502人（出務回数 50回）

3-5 捕獲目標頭数

- ・ニホンジカ 100頭
- ・イノシシ 10頭

4 緊急対応

4-1 捕獲等

- (1) 市街地や農地に出没し、市民に危害を及ぼす恐れがある鳥獣の保護及び捕獲を行うこと。

- (2) 作業に必要な資機材は従事者が手配すること。
- (3) 作業場所へは、夜間や休日にかかわらず、呼び出しから 1 時間以内に現場に到着すること。
- (4) 監督者の指示により、クマの出没その他鳥獣の出没に伴う現場調査等の対応を行うこと。
- (5) 作業終了後、速やかに監督職員に報告すること。

4-2 個体処理

「2 わなによる捕獲 2-4 個体処理」と同じ

4-3 年間延べ出務者数（予定）

・ 39 人（出務回数 29 回）

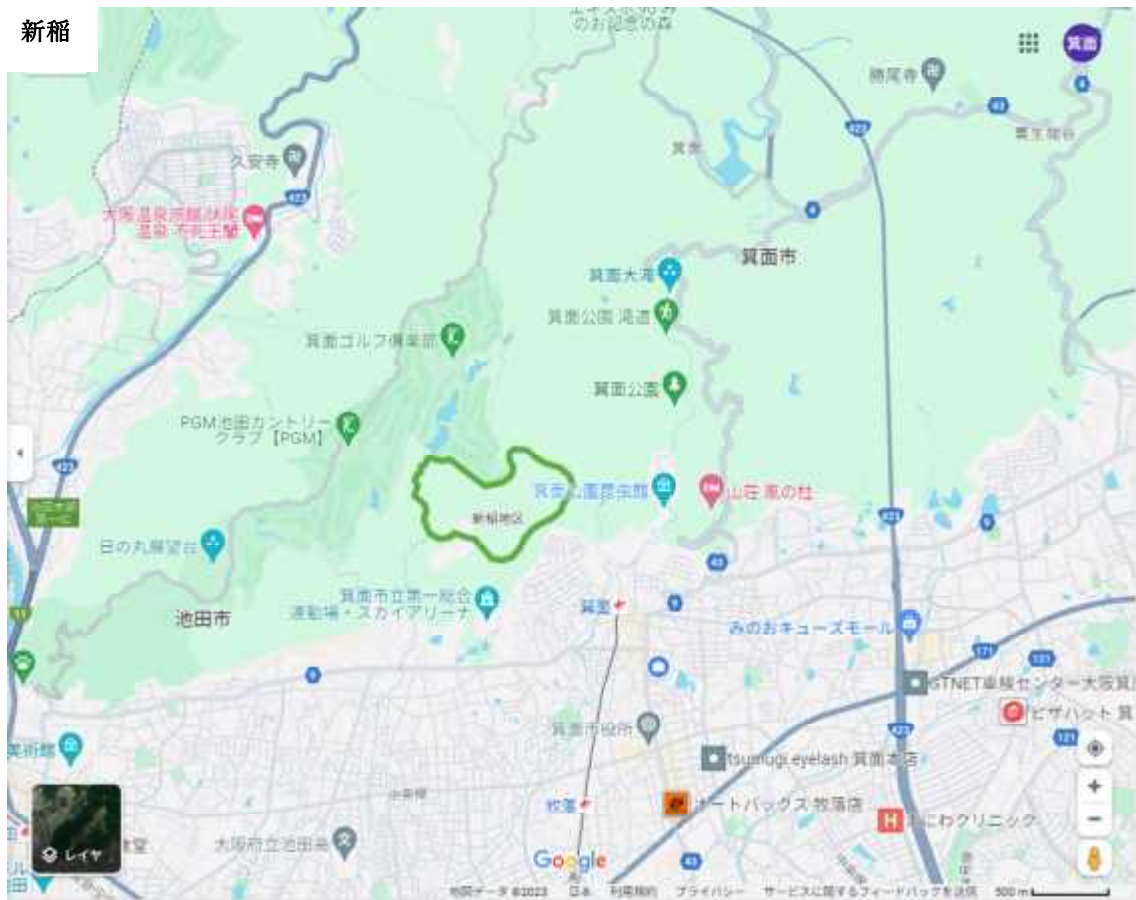
実施区域【重点区域】

(1) 止々呂美・箕面森町



(2) 新稲

新稲



(3) 白島・外院

白島・外院



(4) 粟生間谷奥地区・クリーンセンター裏山周辺

粟生間谷奥地区・クリーンセンター裏山周辺

